［第六条～第八条　略］

（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

第九条　法第三条第一項の規定による特別給付金を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、国債の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための氏名及び住所並びに当該国債の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。

２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する戦没者等の妻に対する特別給付金請求書を提出することにより行うものとする。

［３・４　略］

［第十条・第十一条　略］

第二号書式　削除

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［第六条～第八条　同上］

（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

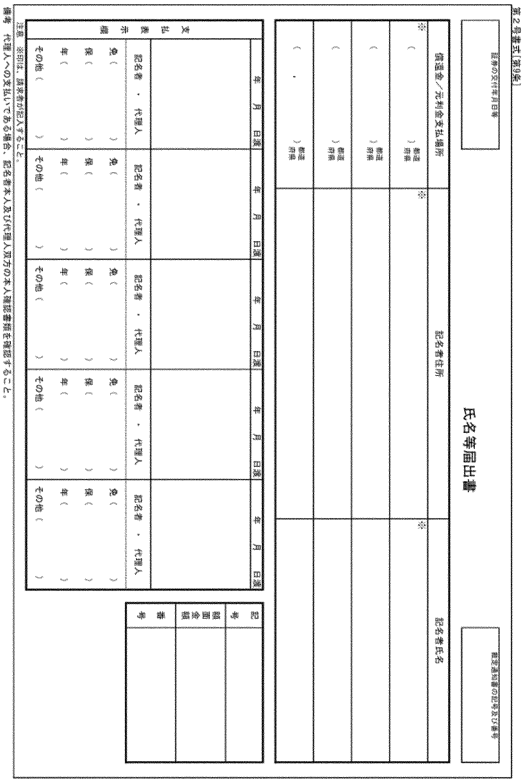
第九条　法第三条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項又は第六項の規定による特別給付金を請求しようとする者は、国債の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための氏名及び住所並びに当該国債の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店（以下「指定日本銀行等」という。）を届け出なければならない。

２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する戦没者等の妻に対する特別給付金請求書を提出する際に、これに添えて、第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

［３・４　同上］

［第十条・第十一条　同上］

第二号書式



附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際、改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第一条の特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第十回特別給付金国庫債券、第十七回特別給付金国庫債券、第二十二回特別給付金国庫債券及び第二十七回特別給付金国庫債券の手続については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。